

県感染症予防計画（案）の 記載内容について

新興感染症…感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

概要

● 事前対応型行政の構築 (p.5)

- ▶ 感染症発生動向調査体制の整備や本計画等に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組むことを記載。
- ▶ 連携協議会を通じ、本計画等の協議を行うとともに、取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うとともに、PDCAサイクルに基づき実施状況を検証することを記載。

● 人権の尊重 (p.5)

- ▶ 感染症に対する差別や偏見の解消のため、正しい知識の普及啓発に努めること等を記載。

● 地方公共団体、県民及び医師等の役割 (p.6)

- ▶ 県、保健所設置市、市町村、県民、医師等、獣医師等の果たすべき役割や、連携協議会の位置づけ等を記載。

概要

- **感染症発生動向調査事業を通じた感染症発生状況及び動向の把握 (p.9)**

- ▶ 感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本となる感染症発生動向調査について、医師の届出や情報の収集・分析・公表の体制等を記載。

- **予防接種 (p.11)**

- ▶ ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、予防接種を推進していくこと等を記載。

等

概要

- **検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院の勧告等の対人措置** (p.13)

▶ 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院の勧告等の対人措置は、患者等の理解と協力を求めながら行うことを基本とすること、及びその手続きや対応等について記載。

- **保健所による積極的疫学調査の実施** (p.14)

▶ 積極的疫学調査の実施に当たっては、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明することや調査の実施対象等について記載。

等

【意見等を踏まえた記載内容の主な修正】

項目 部会委員等からの意見

県等の連携

新興感染症対応にあたって、県と保健所設置市は連携して対応に当たるべき。



記載内容（案）1(1) 【p.12】

特に、新興感染症の発生及びまん延時の対応においては、対応が長期に渡る可能性を念頭に置くとともに、知事の総合調整機能の下、**保健所設置市の長等と緊密に連携して対応**を行う。

記載内容（案）1(2) 【p.12】

新興感染症の発生及びまん延時における公表等については、感染症の進展の状況に応じて、内容や頻度を適切なものとするとともに、**県と保健所設置市での整合性が図られたもの**とする。

項目 部会委員等からの意見

情報連携

- ・ 児童福祉関係の施設で支援が脆弱と感じた。施設種別によらず、必要な情報等が届くようにすべき。
- ・ 逐次、施設や医療機関に感染症の性状等の情報を十分出していく必要がある、情報共有の方策について記載すべき。
- ・ 情報の連携システムを考えてほしい。



記載内容（案）1(6) 【p.12】

県等においては、事前対応型行政を進める観点から特定の地域又は全県レベルで**感染症が集団発生した場合における**医師会等の専門職団体、災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援団体、医療機関、**社会福祉施設（高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等）**、近隣の地方公共団体等との分担及び**連携体制について、日ごろより確認しておく**必要がある。

実際に感染症が発生した際にはこうした連携の枠組みや**ICTを活用して、相互に最新の情報や課題等を共有**し、地域における迅速な対策に繋げる必要がある。

項目	部会委員等からの意見
積極的疫学調査	新型コロナ対応時、感染状況に応じ、適宜、対象等の見直し等を行ったことを踏まえ、新興感染症のまん延時、対象の重点化等の検討を行うことを記載すべき。



記載内容 (案) 5(5) 【p.15】
新興感染症のまん延時における積極的疫学調査は、 <u>行政や社会機能の維持の観点も踏まえ、地域の感染状況の進展や変化に応じて対象の重点化や調査の停止等を検討</u> する。

項目	部会委員等からの意見
検疫所との連携	<ul style="list-style-type: none"> 成田国際空港を抱える本県の特徴を踏まえ、検疫所との連携に係る県の方針を記載すべき。 県計画のため、県を主体とした施策を記載すべき。



記載内容 (案) 6(3) 【p.16】
<p>成田国際空港周辺等においては、地域住民の保健及び医療ニーズに加え、<u>検疫法に基づく健康状態の確認や医療機関等での隔離・停留等が必要となる場合があることから</u>、県等は、当該地域の医療提供体制等について、<u>関係機関と連携し平時から必要な体制の検討と整備を行う。</u></p> <p>ア ②検疫所が行う検疫感染症患者等の隔離又は停留等に必要な<u>療養施設等の確保に当たって、県等は、検疫所と緊密な連携を図る。</u></p> <p>③<u>県は、</u>検疫所長が医療機関に迅速かつ適確に<u>入院を委託することができる体制を整備</u>するため、管内医療機関の管理者と協定を締結する際に意見を求められた場合には、<u>必要な協力を行う。</u></p> <p>イ ①<u>県等は、</u>検疫所において、一類感染症の患者等が発見され、検疫所から通知等必要な情報提供があったときは、検疫所と連携し、<u>同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。</u></p>

概要

- **感染症及び病原体の情報の収集、調査及び研究の推進 (p.18)**
 - ▶ 地域の感染症対策の中核的機関である保健所と、感染症・病原体等の技術的かつ専門的な機関である衛生研究所等が、関係部局と連携を図りつつ、情報の収集、調査及び研究の推進に計画的に取り組むこと等を記載。
- **県感染症情報センターによる情報の分析及び公表 (p.18)**
 - ▶ 県感染症情報センターは、感染症発生や病原体検出等の情報を収集・分析・公表を行うとともに、国内外の感染症に関する情報を関係機関へ周知することを記載。
- **感染症指定医療機関による新興感染症に係る知見の収集及び分析 (p.19)**
 - ▶ 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行うこと等を記載。

第5 検査の実施体制及び検査能力の向上

概要

- **衛生研究所等の検査体制の整備 (p.20)**

- 衛生研究所等の体制整備等を行うこと、及び衛生研究所等は試験検査機能の向上に努めるとともに保健所等と連携して迅速かつ適確に検査を実施すること等を記載。

- **新興感染症まん延時の検査体制の確保（民間検査機関等との検査措置協定等） (p.20)**

- 民間検査機関又は医療機関との検査措置協定等により、新興感染症のまん延時に備え、平時から計画的に準備を行うことを記載。

等

概要

- **感染症指定医療機関等の指定 (p.22)**

- ▶ 感染症指定医療機関等の指定や、その役割等について記載。

- **新興感染症に係る医療提供体制の整備（医療機関との医療措置協定等） (p.25)**

- ▶ 平時から、医療機関等と医療措置協定等を締結し、感染症患者の入院・外来体制や後方支援体制を迅速に確保できるようにしておくこと、及び医療措置協定の内容等を記載。

- **新興感染症発生・まん延時における入院調整体制の構築 (p.27)**

- ▶ 県は連携協議会等を活用し、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、円滑な入院調整体制の構築・実施を図ること等を記載。

【意見等を踏まえた記載内容の主な修正】

項目 部会委員等からの意見

県等の連携

緊急的な対応が必要となった場合に市が必要な施策を実施できるよう、平時から保健所設置市と協議・合意形成を行うことについて記載すべき。

記載内容（案） 4(5) 【p.25】

県等は、平時から連携協議会等を通じて、新興感染症の発生・まん延に備えた医療提供体制を協議するとともに、それぞれが実施する施策について相互に必要な協力を行う。

項目 部会委員等からの意見

人材派遣

人材派遣の対象について、災害支援ナースとの関係などをわかりやすく記載した方がよい。

記載内容（案） 4(6)オ 【p.26】

県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に感染症医療担当従事者等（災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース等も含む。）を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結する。

項目 部会委員等からの意見

臨時医療施設

- ・ 臨時医療施設としてどのような施設を使用するのかなど検討すべき。
- ・ 感染拡大時に迅速に県が臨時医療施設を設置できるよう、平時より県と保健所設置市が協議を行うべき。

記載内容（案） 4(7) 【p.27】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設については、通常 of 医療機関がひっ迫する状況において、施設や医療人材の確保等ができる場合には、在宅や宿泊療養施設では実施が困難な治療法の実施や、急変リスクのある方の経過観察の場としての活用も考えられ、状況によって臨機に運用を検討する。

項目 部会委員等からの意見

疑い患者への対応

疑い患者への対応に当たっては、関係機関が一体となって機動的に対応することが重要。

記載内容（案） 4(9) 【p.27】

疑い患者への対応については、新興感染症の性状等により対応も異なることから、国から随時周知される国内外の最新の知見等を踏まえて、**県等、医療機関、社会福祉施設、消防機関等の関係機関は機動的に対応する。**

項目 部会委員等からの意見

入院調整

- ・ 広域入院調整を県で一括で行った方がよい。
- ・ 医療DXの記載が少ない。
- ・ 患者の入院状況の見える化が重要。
- ・ 国のG-MISでは、現場が求める情報まで共有できていなかった。調整する側・受け入れる側の情報共有も含めて仕組みづくりを進めてほしい。
- ・ 患者増加時は入院の対象の設定や、特別な配慮を要する入院調整のあり方について検討が必要。

記載内容（案） 4(10) 【p.27】

県においては、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、連携協議会等を活用し、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、保健所設置市等に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の指示権限を適切に行使しながら、**入院調整本部の設置、災害派遣医療チーム（DMAT）等との連携、医療DXの推進によるICTの活用**及び民間事業者等への委託などにより、**円滑な入院調整体制の構築、実施を図る。**

入退院の適応については、**医療提供体制のひっ迫を避けるとともに、優先度に応じた医療提供が継続できるように**、機動的かつ国等の情報に基づいた**適切なものとし**、県民や関係施設等の理解のもと、その徹底に努める。

第7 患者の移送のための体制

概要

- **患者の移送に係る体制の確保 (p.30)**
 - ▶ 感染症の患者の移送について、平時から保健所及び本庁部門内で連携し、役割分担や人員体制の整備を図ること等を記載。
- **消防機関や民間移送機関等との役割分担・連携 (p.30)**
 - ▶ 保健所のみでは対応が困難な場合に備え、消防機関と連携すること、及び民間移送機関や民間救急等との役割分担を図ること等を記載。

等

第8 宿泊施設の確保

概要

・ 新興感染症発生・まん延時の宿泊施設の確保（民間宿泊事業者等との宿泊施設確保措置協定等）（p.32）

- ▶ 新興感染症が発生した際、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結すること等を記載。

等

【意見等を踏まえた記載内容の主な修正】

項目	部会委員等からの意見	記載内容（案） 2(1) 【p.32】
宿泊療養施設	宿泊療養施設を迅速に設置できるよう、平時から県と保健所設置市との役割分担等を協議すべき。	なお、宿泊施設の確保に当たっては、 県と保健所設置市 において、 役割分担を協議の上 定め、 相互に協力 して行う。

概要

- **外出自粛対象者の健康観察の体制の整備 (p.33)**
 - ▶ 体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができるよう、民間事業者への委託等や市町村の協力を活用し、外出自粛対象者の健康観察の体制を確保すること等を記載。
- **生活必需品の支給等による生活支援 (p.33)**
 - ▶ 外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるよう、市町村の協力や民間事業者への委託を活用し、生活必需品等の支給などの支援を行うとともに、必要な医薬品を支給できる体制を確保すること等を記載。
- **高齢者施設等の施設内における感染症のまん延防止 (p.33)**
 - ▶ 高齢者施設等や障害者施設等において、協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生及びまん延時に施設内の感染のまん延を防止することを記載。

等

概要

● 感染症対策に係る知事による総合調整 (p.35)

- 知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症対策に当たり必要がある場合、保健所設置市の長、市町村長、医療機関等を対象に総合調整を行うことを記載。

● 緊急性を有する入院措置の実施における保健所設置市に対する指示 (p.35)

- 知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、県民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告又は入院措置を実施するために必要な場合に限り、保健所設置市の長へ指示を行うことを記載。

等

第11 人材の養成及び資質の向上

概要

● 保健所の職員等に対する研修 (p.36)

- ▶ 国立感染症研究所等の研修に保健所・衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、保健所職員等に対する研修の充実を図ることにより、幅広く人材の養成を行うこと等を記載。

● IHEAT要員の確保・研修 (p.36)

- ▶ 地域保健法第21条第1項に規定するIHEAT要員の確保や研修、IHEAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保すること等を記載。

● 医療機関等における研修・訓練の実施 (p.36)

- ▶ 協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関において、医療従事者等の研修・訓練を実施等により体制強化を図ること等を記載。

概要

- **感染症拡大を想定した保健所の人員体制や設備等の整備** (p.38)
 - ▶ 保健所が積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施することができるよう、感染症の拡大を想定して人員体制や設備等を整備すること、及び感染症発生時には体制を迅速に切り替えることができるようにすること等を記載。
- **外部人材の受入体制の構築** (p.38)
 - ▶ IHEAT要員や市町村等からの応援職員の受入体制を構築すること等を記載。
- **保健所長を補佐する統括保健師等の配置の検討** (p.38)
 - ▶ 地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に、保健所長を補佐する統括保健師等、総合的なマネジメントを担う職員の配置を検討することを記載。

等

概要

- **患者等への差別や偏見の排除 (p.40)**
 - ▶ 患者等への差別や偏見の排除等のため、国と連携し必要な施策を講ずること等を記載。
- **感染症予防についての正しい知識の普及 (p.40)**
 - ▶ 感染症の予防について正しい知識の普及啓発に努めること等を記載。
- **情報公開に当たっての人権の尊重・報道機関への情報提供 (p.41)**
 - ▶ 情報の公表に当たって、個人情報の保護に努め、患者等の人権に十分に配慮すること、及び感染症発生時に報道機関へ情報提供を行うこと等を記載。

等

【意見等を踏まえた記載内容の主な修正】

項目 部会委員等からの意見

報道発表

- ・ 感染症の状況に応じて、公表内容や頻度の見直しを図る必要がある。
- ・ 県と保健所設置市で公表情報の整合性を図る必要がある。

記載内容（案）5 【p.41】

新興感染症の発生及びまん延時における公表等については、日ごろからリスクコミュニケーションを推進した上で、**感染症の進展の状況に応じ、内容や頻度を適切なものとする**とともに、**県と保健所設置市での整合性が図られたものとする。**

概要

- **緊急時における国との連絡体制の整備** (p.43)
 - ▶ 新感染症への対応など感染症対応における緊急の場合に、国と緊密な連携を図ること等を記載。
- **緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制の整備** (p.43)
 - ▶ 関係する都道府県・市町村と緊急時における連絡体制を整備すること等を記載。

等

【意見等を踏まえた記載内容の主な修正】

項目	部会委員等からの意見
県等の連携	緊急的な対応が必要となった場合に市が必要な施策を実施できるよう、平時から保健所設置市と協議・合意形成を行うことについて記載すべき。

記載内容（案） 1 【p.42】
また、緊急時において、 <u>県等は</u> 、情報共有を強化するとともに、 <u>それぞれが実施する施策について相互に必要な協力を行う</u> ことが重要である。

概要

- **施設内感染対策** (p.44)
 - 施設内での感染症の発生やまん延を防止するため、施設内感染に関する情報を施設管理者等に適切に提供すること等を記載。
- **災害防疫** (p.44)
 - 災害発生時、感染症発生予防及びまん延の防止の措置を迅速かつ的確に講じること等を記載。
- **外国人に対する適用** (p.45)
 - 外国人に対する情報提供の取組等を記載。

等

【意見等を踏まえた記載内容の主な修正】

項目 部会委員等からの意見

施設内感染対策

高齢者施設等において感染対策がとれるよう、平時から研修や訓練が実施できる体制の構築を、感染症所管部局と施設所管部局とが連携を図り進めていただきたい。



記載内容 (案) 1(2) 【p.44】

県等は、感染症対策を実施するにあたっては、感染症対策部門等と施設所管部門が連携し、**平時から高齢者施設等における感染対策に係る研修等を実施**する。

項目 部会委員等からの意見

外国人対応

外国人にも適切に情報提供を行う必要がある。



記載内容 (案) 5 【p.45】

特に、新興感染症の発生及びまん延時には、多言語の電話通訳サービスを確保するなど適切に対応する。